

# 合併処理浄化槽事業のお知らせ

## 住宅・併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上)の浄化槽(市町村設置型浄化槽)

町が浄化槽を設置し、使用料を財源に維持管理を実施します。

なお平成24年度に事業を実施される場合は7万円の設置奨励補助金があります。

### ■対象

居住用の住宅の浄化槽であること(事業用住宅は除く)

#### ・設置分担金

〈5～10人槽〉25万円

〈11人槽以上20人槽以下〉工事費の10分の2の額

〈21人槽以上50人槽以下〉工事費の10分の3の額

#### ・浄化槽使用料

〈5人槽〉3,465円/月

〈7人槽〉4,725円/月

〈10人槽〉5,040円/月

〈11人槽以上〉5,040円に10人槽を超えた部分に人槽

当たり525円を乗じた額を加算した額

管理の内容は浄化槽の保守点検、清掃(汚泥抜き取り)、法定検査を含みます。

## 事業所・店舗等の浄化槽(個人設置型浄化槽)

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

### ■対象

事業所、店舗など事業用の浄化槽(50人槽以下)であること(店舗等併用住宅の場合、居住部分が全体の2分の1未満で11人槽以上の浄化槽であること)。

・事前に補助申請をしていただき、事業完了後、補助金を交付します。

・維持管理は、設置者の責任で行わなければなりません。

詳しくは、広報「おのまち」4月号をご覧ください。

固地域整備課 ☎72-6936

## 高齢者<sup>ぎやうたい</sup>虐待をなくしましょう

高齢者に対する虐待を他人事と思っていないませんか？小野町でも平成23年度中に虐待が疑われる事案が把握しただけでも5件ありました。

虐待は憎いからしている場合に限らず、介護の疲れから無意識にしているときもあり、高齢者と暮らすどの家庭でも起こりうる身近な問題です。

高齢者虐待を防ぎ、なくすには高齢者虐待について正しい知識を持つこと、地域ぐるみで見守ること、地域包括支援センターなどの専門窓口へ早めに相談することなどが大切です。

### ○高齢者虐待とは？

① 身体的虐待：つねる、なぐる、ける、やけどをさせる、無理やり食べさせるなど

② 心理的虐待：無視する、怒鳴る、子どものように扱う、人前で恥をかかせるなど

③ 経済的虐待：お金を渡さない、お金を使わせない、年金を勝手に使うなど

④ 介護や世話の放棄：入浴させない、食事・水分を与えない、室内の掃除をしない、ごみを放置するなど

⑤ 性的虐待：裸にするなど

○ 高齢者虐待を見つけたら…

ひよっとしてこの高齢者は虐待を受けているのでは？ということがありましたら、役場(地域包括支援センター)または地区の民生委員までお知らせください。